

鳥取県公報

平成 26 年 3 月 14 日 (金) 第8580号

毎週火・金曜日発行

| | | | 国 |
|------------|------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| \Diamond | 告 | 示 | 保安林の指定施業要件の変更予定 (148) (森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| \Diamond | 公(| 告 | 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞(154)(境港水産事務所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| \Diamond | 調達公台 | 告 | 一般競争入札の実施(教育委員会事務局教育環境課)・・・・・・・・・・・・・・8 落札者の決定(西部総合事務所地域振興局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | | |

示

鳥取県告示第148号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249 号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年3月14日

鳥取県知事 平 井 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町高岡字細野918、918の1、字深谷919、919の1、920、字横尾921、字天王尾922、922の1、字 横道ノ下923、923の1、字蛇段平924、924の1、925、字栃ケ坂931、字穴水932、932の1、字池ノ谷933、字大 北谷平939、字小北谷平940、字譲り大平942の1から942の4まで、字大柳内平946の1、国府町神垣字下大平561 の1から561の5まで、字畑山562の2、562の4、562の5、563、564の1から564の3まで、565の1、565の3、 565の4、566の1、566の2、567、字奥松尾614の1、614の3、字松尾東平615の1、字奥松尾東平615の2、 615の3、616、618の1、618の3、字松尾谷東平619、字大鳴634、635、637、638、字簗ケ谷西側639、639の1、 字簗ケ谷東側640、641、国府町新井字陰滑357の1、357の2、字赤豆谷358の1、358の2、字大畑ケ359の1、 国府町神護字木原谷下平145の5から145の7まで、字西ケ谷346の4、字古神護390の1、393の1、393の2、 394、395、字石原谷396、397、448から453まで、字空田上458、459、字奥大谷460、461、461の1、462、462 の1、463、464、464の1、465から472まで、字鮒ケ谷474から476まで、478、字向神原477、497、499から505 まで、510、511、字神原479から489まで、490の1、490の2、491、492、495、496、496の1、554から556まで、 字奥大谷506、507、509、509の1、509の2、字大向512、514、520、523、字奥大谷平515から519まで、521、 522、524、525、字神原口558、559、字北谷平560の1から560の3まで、561から574まで、576、577、579、字 岩本平578、580から583まで、583の1、584、字赤潰平575、585から587まで、594、596から599まで、605、字 木原谷上平588、589、589の1、592、600、600の1、601、606、606の1、字木原谷下平590、591、591の1、 602、602の1、603、603の1、620の1、620の2、字湯谷上平623から626まで、659から664まで、664の1、字 湯谷下平665、665の1、666、667、667の1、字福半上平716から723まで、723の1、724、725の1、725の2、 726、727、727の1、728、729、729の1、730から732まで、734から736まで、字福半下733、737、738、742の 1、字西ケ谷762の1から762の4まで、国府町上荒舟字奥上野471から475まで、475の1、476、476の1、477 の1、477の2、478、479、479の1から479の3まで、480、481、483の1、484の1、484の2、485から487ま で、488の1、488の2、489から491まで、字野添492の1から492の3まで、493、493の1、494から497まで、 497の1、497の2、498の1、498の2、字足谷499、499の1、500、500の1、501から506まで、506の1、507 から510まで、字砥石谷516、516の1から516の14まで、字鎌ケ谷517の1から517の9まで、字深切レ619、619 の9、字炭山629の1から629の19まで、630、631、632の1、字小虫谷奥644の1から644の19まで、644の22か ら644の61まで、国府町荒舟字吉ケ谷543、544、643の1、643の2、643の6から643の11まで、字登り尾口552 の1、553の1、553の2、字細ザコ554の1から554の3まで、555から558まで、559(次の図に示す部分に限る。)、 560の1、560の3、字水谷605、606の1から606の8まで、字水谷上野607の1から607の10まで、字水谷向上野 608の1から608の5まで、609、609の1、610、611、字空山平644の1、字ソウ山644の2、644の3(次の図に 示す部分に限る。)、644の4から644の7まで、字二タマタ平645の1(次の図に示す部分に限る。)、645の 2、645の3 (次の図に示す部分に限る。)、645の4、645の5、645の7、字池ノ谷土手ノ上646の1・646の 2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、646の3、字池ノ谷奥648、648の1、字松木谷649の1、 649の2、649の3から649の5まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、649の6から649の13まで、 649の14・649の15 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、649の16、字桂ケ谷650の1 (次の図に示 す部分に限る。)、650の2から650の4まで、字烏帽子岩651の1(次の図に示す部分に限る。)、651の2、

651の3、字大揃652の1 (次の図に示す部分に限る。)、652の2、652の3、652の4 (次の図に示す部分に限 る。)、652の5、652の6、字苅尾ケ谷653の1から653の4まで、653の5から653の7まで(以上3筆につい て次の図に示す部分に限る。)、字苅尾ケ谷平654の1、654の2(次の図に示す部分に限る。)、654の3、654 の4、654の5 (次の図に示す部分に限る。)、654の6、654の7、654の8・654の9 (以上2筆について次の 図に示す部分に限る。)、654の10、654の12、字崩御ケ平655の1・655の2(以上2筆について次の図に示す 部分に限る。)、655の3、655の4(次の図に示す部分に限る。)、655の5、655の6、655の7(次の図に示 す部分に限る。)、655の8、655の9・655の10(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、655の11、 655の12から655の14まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、655の15から655の20まで、655の21 (次の図に示す部分に限る。)、655の22、655の23(次の図に示す部分に限る。)、655の24、655の25(次の 図に示す部分に限る。)、655の26、655の27・655の28(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、655 の29から655の34まで、655の35から655の37まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、655の38か ら655の48まで、字崩御宮ノ上656の1から656の8まで、字深谷657の1から657の8まで、字孫深谷658の1か ら658の3まで、字大口縄谷659の1、659の2から659の4まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、 659の5、659の6、字ヒナタ平660の1から660の3まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、660 の4から660の6まで、字ヒナタ下モ平661の1 (次の図に示す部分に限る。)、661の2、661の3 (次の図に 示す部分に限る。)、字坂根平662の1(次の図に示す部分に限る。)、662の2、662の3、662の4(次の図 に示す部分に限る。)、662の5、字登り尾道ヨリ下663の1 (次の図に示す部分に限る。)、663の2、663の 3・663の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字滝ノ方平664の1から664の3まで、字登り尾 口668、字登り尾下夕平669の1、669の2、字細サコ頭670の1から670の4まで、字登り尾上ノ平671(次の図 に示す部分に限る。)、国府町上地字奥池ノ谷825の1、825の4、826の1、827、字吹山ノ谷828の1、828の 2、828の5、829の1、830の1から830の4まで、字牛ノ尾876の1、876の2(次の図に示す部分に限る。)、 字上神場879の1から879の5まで、879の8、879の9、字空大平ル900の1、900の2(次の図に示す部分に限 る。)、字石ケ谷917から920まで、920の1、921、922、字寺尾923の1、923の4、923の5、字山田928、929、 930の1、930の2、930の4、931、931の1、字鳶巣谷932の1、932の2、933から935まで、935の1、935の2、 936から938まで、939の2、939の4、939の5、951、字高平ラ952、952の1、953、954、956から959まで、字 榎保木970、971の1、972の1、973の1、974、975の1、978の1、字池ケ平ル982、982の1、983、983の1、 984から987まで、987の1、988から992まで、993の1から993の4まで、994、国府町中河原字小神場474、475、 476の1、476の2、477から479まで、479の1、480、481の1、481の4、482の1から482の4まで、483の1、 483の2、484の1、484の4、485の1、485の3、486の1から486の3まで、字榎谷488、488の1、489の1、 48902,490,491,49101,492,49201,49302,49304,494,49401,49403,49501,49502495の4、496、496の1、496の3、字イモリ497、500から504まで、504の1、505から507まで、509、字大神場 510、511の2、511の6、512、513(次の図に示す部分に限る。)、516の1、516の2、516の7、517の1、517 \emptyset 2 , 518 \emptyset 1 , 518 \emptyset 3 , 518 \emptyset 4 , 518 \emptyset 6 , 519 \emptyset 2 , 520, 522 \emptyset 2 , 522 \emptyset 3 , 526 \emptyset 1 , 526 \emptyset 2 , 527, 528, 528の1、字大平529の1、529の3、530、531、532の1、532の3、533の1、533の3、534の1、534の2、536 \emptyset 1, 536 \emptyset 3, 537, 538 \emptyset 2, 538 \emptyset 3, 539 \emptyset 1, 539 \emptyset 2, 539 \emptyset 4, 540 \emptyset 1, 540 \emptyset 2, 540 \emptyset 4, 541 \emptyset 1 から541の4まで、541の6、544、国府町松尾字古手見口173、174、字横尾226、226の1、226の2、228の2、 230から232まで、232の1、233、字油木谷234、234の1、236、236の1、238、238の1、字古手見235、237、 237の1、239、241、242、244、245、245の1、246から248まで、248の1、249、250、250の1、250の2、251、 字乙甫谷252、253、253の1、254、255、255の1、256、257、258の1、258の2、259の1、字ツボミ谷260の 1、字清水261、262、字殿林263、264、265の1から265の3まで、268の1、268の2、字サブラヅイ266の1、 267の1、267の3、269、269の1、269の2、270、271、271の1、271の2、272、273、字ソフジ谷274、275、 275の1、276、276の1、277、字造道278から280まで、字立畑281、281の1、282、283、283の2、284、字真 明谷292、293、293の1、293の2、字榎木谷294、294の1、296、296の1、298、字小榎木谷295、295の2、299、 299の1、299の2、字徳長田295の1、298の1、304、304の1、字平林297、300から303まで、字後藤305、305 の1、306、307、307の1、308から310まで、字柳ケ谷311、312、312の1、313から315まで、315の1、316か

ら319まで、319の1、字土ナシ山320、321、322の1、323の1、字半田324、325、国府町楠城字向山450、450 の1、451の1から451の4まで、452、453の1、454の1、454の4、455、455の1、456の1、456の2、457 から464まで、字保木谷平483、484、484の1、485から488まで、488の1、489、489の1、490、491、491の1、 字上茅野頭492、493、493の1、494の1から494の8まで、495から498まで、499の1、499の2、字岡田ノ上500、 500の1、500の2、501の2、字ヨケ入502の1、502の2、502の5、504から506まで、字松尾谷507の1、507 の2、508の1、508の2、508の4、509の1、510の1、字上野ガタガタ511、511の1、字臼作り512、513、516、 字上茅野514、515、字茗荷谷517、字六郎谷左ノ平518の1、519、520、520の1、字六郎谷右ノ平521、522の1、 522の2、字六郎谷大平523、524、字上野525、525の1、526、字上野田平527、528、字平尾ノ上529、530、国 府町下木原字畑ノ谷頭212の1から212の21まで、字本谷226の1から226の11まで、国府町木原字西谷東平275 から282まで、282の1、283から286まで、字西谷西平288、字釜小屋谷東平291、292、字釜小屋谷西平293から 295まで、字築山315、316、317の1、317の2、318、字松ケ平320、321、321の1、322の1、322の2、323、 324、字エボシ方326、字空大平327、329から332まで、字大平336、337、338の2、338の3、339から342まで、 345、347から349まで、字長畑ケ354、355、国府町雨滝字大杉谷852、852の1から852の36まで、字左ノ谷853、 853の1から853の3まで、字十王854の1、854の2、854の9から854の12まで、855の1、855の2、字丸山856、 字畑ノ谷西平857、857の1、858、858の1から858の4まで、字畑ノ谷東平859の1から859の17まで、字岩藤山 860の1 (次の図に示す部分に限る。)、860の4から860の11まで、字弥次郎山861の1、861の2・861の3 (以 上2筆について次の図に示す部分に限る。)、861の4から861の22まで、862、字薮谷922から926まで、字倉本 山951、952、字八山964の1から964の4まで、字大平ル山965、965の1、966、967、967の1、968から970まで、 970の1、971の1から971の4まで、972、973の3、973の4、976、978、979、979の1、980、980の1、981、 981の1、字大平ル973の1、973の2、974、975、977、978の1、字小谷982、982の1、983、983の1、984、 985、985の1、986、字扇子谷1002、1009から1012まで、字小山1013、1013の1、1014、1014の1、1015から1017 まで、1017の1、1018、1019、1019の1、1019の2、字同道1027、1027の1、1028、1028の1、1031から1042 まで、字中尾1044から1050まで、字久登入1051から1053まで、1053の1、1053の2、1065、字上カクレ1054、 1055、字ナギ山1056から1061まで、1061の1、1062、1062の1、1063、1063の1、1064、字中ノ田1072、1074、 1075、1075の1、1076から1078まで、1078の1、1079から1081まで、1081の1、1083、字ヒナザコ1082、1087、 1088、1088の1、1089から1091まで、1091の1、1091の2、1092、国府町栃本字クツ石567、567の1、568から 570まで、570の1から570の8まで、字又郎571、572、572の1、572の3から572の9まで、字長サコ573、573 の1から573の6まで、573の8から573の10まで、573の12から573の16まで、573の18から573の22まで、573の 24、573の26から573の44まで、574、字猪路谷日向平575、575の1から575の5まで、575の7から575の15まで、 575の17、575の18、575の21から575の24まで、576、576の1、国府町石井谷字セマト428の1から428の3まで、 431、431の1、432から434まで、434の1、字広畑ケ429、430、字滝ノ口435、字屋名ケ谷436、436の1、437、 字小深山影ケ439、439の1、字通り谷口442、443、字仲ノ谷444、字狼谷446、字仲道447、字小深山448、448 の1、字打沖450、字スゲガ谷451、451の1、字仲尾452、字別当畑474、474の2、474の3、475から478まで、 字沖名谷517から520まで、字天平526から529まで、字大杖532、532の1、533、534、534の1、字水無535、字 水無影平536、字焼小屋影537、537の1、字焼小屋538から541まで、字平尾542から552まで、字堀ケ作553、国 府町大石字小屋ノ谷600から619まで、619の1、620、620の1、621、621の1、622、623、623の1、624、624 の1、625、626の1、627、627の1、628、629、629の1、630、630の1、631、632、632の1、633から635ま で、635の1、635の2、636、637、637の1、638から640まで、640の1、641から644まで、644の1、645から 648まで、字大谷600の1、616の1、字中溝649、650、650の1、651、652、652の1、653、653の1、654から 663まで、字奥宝川664、665、字奥宝川平666から672まで、672の1、673、674、674の1、675から680まで、680 の1、681、字向畑682、682の1、683、683の1、684、685、685の1、686、686の1、688、688の1、689、字 念仏谷690、690の1、691、692、692の1、693から695まで、695の1、696、696の1、697から700まで、字蕗 本701、701の1、702、703、703の1、704、705、705の1、706から709まで、710の1、711、712、712の1、 713から715まで、715の1、716、716の1、717、718、字摺鉢719から724まで、724の1、725・726(以上2筆 について次の図に示す部分に限る。)、727、728、728の1、729、730、730の1、731、732、732の1、字長坂

796、796の1、797、798、798の1、799から802まで、802の1、803、803の1、804、804の1、805の1、806、 806の1、807、字長畑805、字南畑808から812まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、813、813 の1、814、815、815の1、816・816の1・817(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字滝ノ口867、 875、875の1、字天狗松876、876の1、877、877の1、878、878の1、879、880、880の1、881、881の1、882、 883の1、884、884の1、885、885の1、886の1、886の2、887、887の1、国府町菅野字坂畑75の1から75 の6まで、75の8から75の10まで、75の12、75の13、75の15から75の17まで、75の19、75の20、75の42、75の 54、75の63、75の68、75の86、75の87、字池ノ谷80の6、字ヲロガ収81の128

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森 林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第149号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第9条第2項の規定に基づき、漁業法(昭和24年法律 第267号) 第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成26年3月20日から同年4月15 日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成26年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第150号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝

| 事業者の名称又は 氏名 | 指定に係る事業所の 名称 | 指定に係る事業所の 所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|------------------|-----------|----------|
| 社会福祉法人親誠 | 短期入所施設ひまわ | 倉吉市東昭和町131 | 平成26年4月1日 | 短期入所生活介護 |
| 会 | りの家 | -1 | | |

鳥取県告示第151号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し

たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

| 事業者の名称又は 氏名 | 指定に係る事業所の 名称 | 指定に係る事業所の 所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|------------------|-----------|----------|
| 社会福祉法人親誠 | 短期入所施設ひまわ | 倉吉市東昭和町131 | 平成26年4月1日 | 介護予防短期入所 |
| 会 | りの家 | - 1 | | 生活介護 |

鳥取県告示第152号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

| 事業者の名称 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|--------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人大徳会 | ケアプランセンター玉真園 | 西伯郡大山町大塚717 | 平成26年4月1日 |

鳥取県告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

| | | 指定に係る障害福 | 指定に係る障害福 | | |
|--------|-----------|----------|-----------|--------|---------------|
| 夕 折 | 主たる事務所の | 祉サービス事業を | 祉サービス事業を | 障害福祉サー | 廃止年月日 |
| 名称 | 所在地 | 行っていた事業所 | 行っていた事業所 | ビスの種類 | 発正 平月日 |
| | | の名称 | の所在地 | | |
| 社会福祉法人 | 境港市岬町45-3 | まつぼっくり事業 | 境港市岬町45-3 | 就労移行支援 | 平成26年3月 |
| まつぼっくり | | 所 | | | 31日 |

鳥取県告示第154号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則(平成6年鳥取県規則第54号)第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成26年3月14日

鳥取県境港水産事務所長 平 野 師

平成26年4月2日(水)午後1時30分から 1 聴聞の日時

境港市昭和町9-7 2 聴聞の場所

鳥取県営境港水産物地方卸売市場小会議室(2号上屋2階)

鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするもの 3 事案の内容 である。

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規 則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

鳥取県知事 平 井

| 管理を行わせようとする公の | 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務 | 指定の期間 | |
|---------------|--------------------------|--------------|--|
| 施設の名称 | 所の所在地 | 1日人にマンカリ1月 | |
| 鳥取県立倉吉未来中心 | 公益財団法人鳥取県文化振興財団 | 平成26年4月1日から | |
| | 理事長 中永 廣樹 | 平成31年3月31日まで | |
| | 鳥取市尚徳町101-5 | | |

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規 則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

鳥取県知事 平 井 治

| 管理を行わせようとする公の | 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務 | 指定の期間 |
|---------------|--------------------------|--------------|
| 施設の名称 | 所の所在地 | 相足の期间 |
| とっとりバイオフロンティア | 公益財団法人鳥取県産業振興機構 | 平成26年4月1日から |
| | 理事長 金田 昭 | 平成31年3月31日まで |
| | 鳥取市若葉台南七丁目 5 - 1 | |

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規 則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 人

| 管理を行わせようとする公の | 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務 | 指定の期間 |
|---------------|--------------------------|-------|
| 施設の名称 | 所の所在地 | 相比り期间 |

| 鳥取県営米子屋内プール | 公益財団法人鳥取県体育協会 | 平成26年4月1日から |
|-------------|---------------|--------------|
| | 会長 油野 利博 | 平成27年3月31日まで |
| | 鳥取市布勢146-1 | |

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成26年3月14日

鳥取県知事 平 井 治

1 調達内容

(1) 借入物件の名称及び数量

県立鳥取西高等学校整備事業仮設校舎賃貸借 一式

(2) 借入物件の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年10月1日から平成29年6月30日まで。ただし、借入物件を使用する期間は、平成27年3月1日か ら平成29年3月31日までとする。

(4) 納入期限

平成27年2月28日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙 入札により行うものであること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も った金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力 し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあっては(1)、共同企業 体にあっては(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する資格及び条件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有 する者で、その業種区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札 参加資格の審査を求める申請書類を平成26年3月25日(火)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成26年3月14日(金)から同年5月8日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日

付出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- エ 平成26年3月14日(金)から同年5月8日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立 てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 でないこと。
- オ 平成16年4月1日以降に、国若しくは地方公共団体(国立大学法人及び公立大学法人を含む。)又は学 校法人との間で延床面積1,000平方メートル以上の仮設校舎に係る賃貸借契約を締結し、その契約の履行を 完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- カ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による建設業の許可 (建築工事業に係るものに限る。) を受けていること。
- キ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ク 県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- ケ 本件入札に参加する共同企業体の構成員ではないこと。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
 - ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。
 - イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体において、(1)のカ及びキの要件を満たす構成員が1者以上いること。なお、この要件は構 成員1者で満たしても、それぞれの要件を2者で満たしてもよい。
 - エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が 同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7507

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年3月14日(金)から同年4月4日(金)までの日にインターネットのホームペー ジ(物品電子調達ウェブサイト (http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/)) から入手すること。 ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年3月14日(金)から同年4月3日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5 時まで及び同年4月4日(金)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年4月23日(水)午前11時から同年5月8日(木)正午(午後6時から翌午前8時までの間及び 休日等を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年5月7日(水)午後5時までと する。

イ 開札日時

平成26年5月8日(木)午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものに ついて順次実施する。

ウ場所

(1)に同じ

- 5 入札参加者に要求される事項
 - (1) 電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成26年4月4日 (金) 正午までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等 により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除 き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日ま でに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会 計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提 出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、 $5 \, \sigma(2)$ の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased: Temporary buildings of the Tottori Prefectural Tottori Nishi High School, 1 set
 - (2) April 4,2014 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
 - (3) May 8,2014 noon : Time-limit for submission of tenders (May 7,2014 5:00 pm : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
 - (4) Contact point for the notice: Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1 271 Higashi machi Tottori shi 680 8570 Japan

 $\mathtt{TEL}: 0857 - 26 - 7507$

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年3月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 調達件名及び数量 鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給 予定使用電力量(供給期間総計) 1,165,200キロワット時(1年当たり388,400キロワット時)
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成26年2月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 丸紅株式会社

東京都千代田区大手町一丁目4-2

- 5 落 札 金 額 24,386,289円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成26年1月10日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県西部総合事務所地域振興局会計総務課

及び所在地 米子市糀町一丁目160